

JoyCa 会員様各位

株式会社 JoyCa

マイナ免許証運用開始に伴う取扱いについて

平素より JoyCa カーシェアリングサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2025 年 3 月 24 日（月）から、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード「マイナ免許証」の運用が開始され、免許証の保有方法は以下 3 パターンから選択できるようになります。

- ① マイナ免許証のみ
- ② 従来の運転免許証のみ
- ③ マイナ免許証と従来の運転免許証の 2 枚持ち

（参考）警察庁 「マイナンバーカードと運転免許証の一体化」

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html

JoyCa カーシェアリングサービスのご利用にあたっては、従来の運転免許証のみご利用可能です。

マイナ免許証のみでは、JoyCa カーシェアリングサービスがご利用いただけませんので、運転免許証を更新される場合は、上記②「従来の運転免許証を保有」もしくは③「マイナ免許証と従来の運転免許証の 2 枚持ち」のいずれかでお手続きいただきますようお願いいたします。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。